

令和 5 年 10 月

お客さま各位

横浜信用金庫

《よこしん》キャッシュカード規定及び I C カード特約の改定のお知らせ

平素は、横浜信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫では、「《よこしん》キャッシュカード規定」及び「I C カード特約」を下記のとおり改定します。

改定後の新規定、特約は、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも適用されますのでご了承ください。

記

1. 改定日

令和 5 年 11 月 2 日 (木)

2. 改定内容 (改定条文抜粋)

| 改定後   | 改定前   |
|---|---|
| <p>《よこしん》キャッシュカード規定</p> <p>1. カードの利用<br/>普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）および貯蓄預金について発行した《よこしん》キャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p>(1) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合。</p> <p>(2) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。</p> <p>(3) 当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行う</p> | <p>《よこしん》キャッシュカード規定</p> <p>1. カードの利用<br/>普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行した《よこしん》キャッシュカード・《よこしん》I C キャッシュカード・《よこしん》法人キャッシュカードおよび貯蓄預金について発行した《よこしん》貯蓄預金キャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p>(1) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合。</p> <p>(2) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。</p> <p>(3) 当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行う</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>ことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。</p> <p>(4) その他当金庫所定の取引をする場合。</p> <p style="text-align: center;"><b>ICカード特約</b></p> <p>1. 特約の適用範囲</p> <p>(1) この特約は、当金庫が<b>普通預金および貯蓄預金</b>について発行した《よこしん》ICキャッシュカード(従来のキャッシュカード機能に加え、ICチップ提供機能の利用を可能にするカード、以下「ICキャッシュカード」といいます。)を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。</p> <p>(2) この特約に定めのない事項は《よこしん》キャッシュカード規定により取扱うものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> | <p>ことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。</p> <p>(4) その他当金庫所定の取引をする場合。</p> <p style="text-align: center;"><b>ICカード特約</b></p> <p>1. 特約の適用範囲</p> <p>(1) この特約は、当金庫が<b>普通預金</b>について発行した《よこしん》ICキャッシュカード(従来のキャッシュカード機能に加え、ICチップ提供機能の利用を可能にするカード、以下「ICキャッシュカード」といいます。)を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。</p> <p>(2) この特約に定めのない事項は《よこしん》キャッシュカード規定により取扱うものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |
|--|---|

改定後の「《よこしん》キャッシュカード規定」及び「ICカード特約」は、改定日以降に当金庫ホームページでご確認いただけます。

以上

